

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 損益計算書</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 特別利益及び特別損失（第九十五条の二 第九十五条の四）</p> <p>第六節 当期純利益又は当期純損失（第九十五条の五 第九十五条の五の三）</p> <p>第七節 雑則（第九十六条 第九十八条の二）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（適用の特例）</p> <p>第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、連結財務諸表を作成していない場合に限り、第七章の定めるところによることができる。</p> <p>一 次に掲げる要件のすべてを満たすこと。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 損益計算書</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第四節の二 特別利益及び特別損失（第九十五条の二 第九十五条の五の二）</p> <p>第五節 雑則（第九十六条 第九十八条の二）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（適用の特例）</p> <p>第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、連結財務諸表を作成していない場合に限り、第七章の定めるところによることができる。</p> <p>一 次に掲げる要件のすべてを満たすこと。</p>

イハ (略)

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 会社、その親会社、その他の関係会社（第八条第八項に規定するその他の関係会社をいう。以下この号において同じ。

）又は当該その他の関係会社の親会社が外国の法令に基づき、当該法令の定める期間ごとに国際会計基準（連結財務諸表

規則第一条の二第一項第二号二に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び第二百二十八条において同じ。）に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(2) (3) (略)

二 (略)

(比較情報の作成)

第六条 当事業年度に係る財務諸表は、比較情報（当事業年度に係る財務諸表（附属明細表を除く。）に記載された事項に対応する前事業年度に係る事項をいう。）を含めて作成しなければならない。

(定義)

第八条 (略)

20 (略)

21 この規則において「満期保有目的の債券」とは、満期まで所有する意図をもつて保有する社債券その他の債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）をいう。

イハ (略)

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 会社、その親会社、その他の関係会社（第八条第八項に規定するその他の関係会社をいう。以下この号において同じ。

）又は当該その他の関係会社の親会社が外国の法令に基づき、当該法令の定める期間ごとに国際会計基準（連結財務諸表

規則第一条の二第一項第二号二に規定する国際会計基準をいう。以下この号において同じ。）に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(2) (3) (略)

二 (略)

第六条 削除

(定義)

第八条 (略)

20 (略)

21 この規則において「満期保有目的の債券」とは、満期まで所有する意図をもつて保有する社債券その他の債券をいう。

22 43 (略)	44 この規則において「会計方針」とは、財務諸表の作成に当たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。	22 43 (略)
45 この規則において「表示方法」とは、財務諸表の作成に当たつて採用した表示の方法をいう。	(新設)	
46 この規則において「会計上の見積り」とは、資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。	(新設)	
47 この規則において「会計方針の変更」とは、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。	(新設)	
48 この規則において「表示方法の変更」とは、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。	(新設)	
49 この規則において「会計上の見積りの変更」とは、新たに入手可能となつた情報に基づき、前事業年度以前の財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積りを変更することをいう。	(新設)	
50 この規則において「誤謬」とは、その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。	(新設)	
51 この規則において「遡及適用」とは、新たな会計方針を前事業年度以前の財務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うこと	(新設)	

をいう。

52 この規則において「財務諸表の組替え」とは、新たな表示方法を前事業年度以前の財務諸表に遡って適用したと仮定して表示を変更することをいう。

53 この規則において「修正再表示」とは、前事業年度以前の財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表に反映することをいう。

(重要な会計方針の注記)

第八条の二 会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一～十 (略)

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第八条の三 会計基準その他の規則(以下「会計基準等」という。)の改正及び廃止並びに新たな会計基準等の作成(次条において「会計基準等の改正等」という。)に伴い会計方針の変更を行った場合(当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。)には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当

(新設)

(新設)

(重要な会計方針の記載)

第八条の二 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項(次条において「会計方針」という。)で次の各号に掲げる事項は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。

一～十 (略)

(会計方針の変更に関する記載)

第八条の三 会計方針を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前条による記載の次に記載しなければならない。

- 一 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- 二 表示方法を変更した場合には、その内容
- 三 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更がキャッシュ・フロー計

該事項の記載を省略することができる。

一 当該会計基準等の名称

二 当該会計方針の変更の内容

三 財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額

四 前事業年度に係る一株当たり情報（一株当たり純資産額、一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額（第九十五条の五の三第一項に規定する潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額をいう。）をいう。以下同じ。）に対する影響額

五 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に関する原則的な取扱い（前事業年度より前のすべての事業年度に係る遡及適用による累積的影響額を前事業年度の期首における資産、負債及び純資産の金額に反映することをいう。以下同じ。）が実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならぬ。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項

イ 当該会計基準等の名称

算書に与えている影響の内容

-
- ロ 当該会計方針の変更の内容
- ハ 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
- ニ 当事業年度に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
- ホ 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
- ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
- ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
- 二 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項
- イ 当該会計基準等の名称
- ロ 当該会計方針の変更の内容
- ハ 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
- ニ 一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
- ホ 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨
- ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
- ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
- 3 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従って会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。
-

一	当該会計基準等の名称
二	当該会計方針の変更の内容
三	当該経過措置に従つて会計処理を行つた旨及び当該経過措置の概要
四	当該経過措置が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨）
五	財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
六	一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
4	前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
	（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）
第八条の三の二	会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。
一	当該会計方針の変更の内容
二	当該会計方針の変更を行つた正当な理由
三	財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額

（新設）

- 四 前事業年度に係る一株当たり情報に対する影響額
 - 五 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
- 2
- 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。
 - 一 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項
 - イ 当該会計方針の変更の内容
 - ロ 当該会計方針の変更を行った正当な理由
 - ハ 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
 - ニ 当事業年度に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
 - ホ 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
 - ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
 - ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
 - 二 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項
 - イ 当該会計方針の変更の内容
 - ロ 当該会計方針の変更を行った正当な理由

八 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

二 一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3 前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

(未適用の会計基準等に関する注記)

第八条の三の三 既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 当該会計基準等の名称及びその概要

二 当該会計基準等の適用予定日(当該会計基準等の適用を開始すべき日前に適用する場合には、当該適用予定日)

三 当該会計基準等が財務諸表に与える影響に関する事項

2 前項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(表示方法の変更に関する注記)

第八条の三の四 表示方法の変更を行った場合には、次に掲げる事項

(新設)

(新設)

を注記しなければならない。

一 財務諸表の組替えの内容

二 財務諸表の組替えを行った理由

三 財務諸表の主な項目に係る前事業年度における金額

2 前項の規定にかかわらず、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その理由を注記しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4 第一項第二号及び第三号並びに第二項に掲げる事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第八条の三の五 会計上の見積りの変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 当該会計上の見積りの変更の内容

二 当該会計上の見積りの変更が財務諸表に与えている影響額

三 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合には、当該影響額(当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合には、その旨)

(新設)

(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記)

第八条の三の六 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 当該会計方針の変更の内容
- 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
- 三 当該会計方針の変更が財務諸表に与えている影響額
- 四 当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合には、当該影響額(当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合には、その旨)

(修正再表示に関する注記)

第八条の三の七 修正再表示を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 誤謬の内容
- 二 財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額
- 三 前事業年度に係る一株当たり情報に対する影響額
- 四 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

(新設)

(新設)

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二 (略)

2 前項第二号口からホまでに掲げる事項については、時価の把握が極めて困難な場合には、同項本文の規定にかかわらず、注記することとを要しない。この場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。

3 金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である財務諸表提出会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク(金利、通貨の価格、金融商品市場(法第二十条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。))における相場その他の指標の数値の変動による損失の危険をいう。以下この項及び次項において同じ。)の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一・二 (略)

4～7 (略)

(有価証券に関する注記)

第八条の七 (略)

2 (略)

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二 (略)

2 前項第二号口からホまでに掲げる事項については、時価の把握が困難な場合には、同項本文の規定にかかわらず、注記することを要しない。この場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。

3 金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である財務諸表提出会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク(金利、通貨の価格、金融商品市場(法第二十条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。))における相場その他の指標の数値の変動による損失の危険をいう。以下この項及び次項において同じ。)の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一・二 (略)

4～7 (略)

(有価証券に関する注記)

第八条の七 (略)

2 (略)

3 流動性が乏しいことその他の事由により金融商品市場において時価で有価証券を売却することが相当期間困難である場合であつて、当該事業年度中に売買目的有価証券を満期保有目的の債券若しくはその他有価証券へ変更したとき又はその他有価証券を満期保有目的の債券へ変更したときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 売買目的有価証券から満期保有目的の債券へ変更した場合 保有目的を変更した有価証券に係る次に掲げる事項
- イ その概要
- ロ 保有目的を変更した日及び変更の理由
- ハ 当該事業年度における損益
- ニ 貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額
- ホ 保有目的の変更が財務諸表に及ぼす影響額
- 二 売買目的有価証券からその他有価証券へ変更した場合 保有目的を変更した有価証券に係る次に掲げる事項
- イ 前号イからハまでに掲げる事項
- ロ 貸借対照表日における貸借対照表計上額
- ハ 保有目的の変更が財務諸表に及ぼす影響額
- 三 その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更した場合 保有目的を変更した有価証券に係る次に掲げる事項
- イ 第一号イ及びロに掲げる事項

(削る)

3・4 (略)

(注記の方法)

第九条 第八条の二の規定による注記は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2 第八条の三及び第八条の三の二の規定による注記は、第八条の二の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 この規則の規定により記載すべき注記(第八条の二から第八条の三の二までの規定による注記を除く。)は、脚注(当該注記に係る事項が記載されている財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。以下同じ。)として記載することが適当であると認められるものを除き、第八条の三及び第八条の三の二の規定による注

ロ 貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額
ハ 貸借対照表日における貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金(純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。)の額

4 当該事業年度前に保有目的を変更した有価証券については、当該事業年度において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しいものについては、記載を省略することができる。

- 一 前項第一号に掲げる場合 同号二及びホに掲げる事項
- 二 前項第二号に掲げる場合 同号ロ及びハに掲げる事項
- 三 前項第三号に掲げる場合 同号ロ及びハに掲げる事項

5・6 (略)

(注記の方法)

第九条 (新設)

(新設)

1 この規則の規定により記載すべき注記は、脚注(当該注記に係る事項が記載されている財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。以下同じ。)として記載することが適当であると認められるものを除き、第八条の二及び第八条の三の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、第八条の二の規定により記

記の次に記載しなければならない。ただし、第八条の二の規定による注記と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

4| 第八条の二十七の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第八条の二の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第八条の二十七の規定による注記の次に記載しなければならない。

5| (略)

(一株当たり純資産額の注記)

第六十八条の四 (略)

2| 当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり純資産額が算定されている旨

第五節 特別利益及び特別損失

第九十五条の二 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付し

載した事項と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

2| 第八条の二十七の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第八条の二の規定による記載は、同条の規定にかかわらず、第八条の二十七の規定による注記の次に記載しなければならない。

3| (略)

(一株当たり純資産額の注記)

第六十八条の四 (略)

(新設)

第四節の二 特別利益及び特別損失

第九十五条の二 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益

た科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(特別損失の表示方法)

第九十五条の三 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

第六節 当期純利益又は当期純損失

(税引前当期純損益の表示)

第九十五条の四 (略)

(当期純利益又は当期純損失)

第九十五条の五 (略)

を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(特別損失の表示方法)

第九十五条の三 特別損失に属する損失は、前期損益修正損、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(新設)

(当期純損益金額の表示)

第九十五条の四 (略)

第九十五条の五 (略)

(一株当たり当期純損益金額の注記)

第九十五条の五の二 (略)

2 当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額が算定されている旨

(削る)

(一株当たり当期純損益金額等の注記)

第九十五条の五の二 (略)

2 潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこれらに準ずる権利が付された証券又は契約(以下「潜在株式」という。))に係る権利の行使を仮定することにより算定した一株当たり当期純利益金額をいう。以下この条において同じ。)及び当該金額の算定上の基礎は、前項の記載の次に記載しなければならない。ただし、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

3 当事業年度において株式併合又は株式分割が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前事業年度において、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、前事業年度に係る潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の開始の日当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前事業年度に係る一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり当期純利

(削る)

(潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の注記)

第九十五条の五の三 潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこれらに準ずる権利が付された証券又は契約(以下「潜在株式」という。))に係る権利の行使を仮定することにより算定した一株当たり当期純利益金額をいう。以下この条において同じ。)及び当該金額の算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に注記しな

益金額

4 貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、重要な後発事象として次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当事業年度において、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、当事業年度に係る潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前項第二号に掲げる事項(前項ただし書により記載を要しない場合を除く。)

三 当事業年度の開始の日当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における当事業年度に係る一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額

(新設)

なければならない。

2 当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の期首に株式分割又は株式併合が行われたと仮定して潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が算定されている旨

3 前二項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

第七節 雑則

第百一条 株主資本は、当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 4 (略)

第百二条 その他利益剰余金は、第百条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、その他利益剰余金の合計額を当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記

第五節 雑則

第百一条 株主資本は、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 4 (略)

第百二条 その他利益剰余金は、第百条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、その他利益剰余金の合計額を前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記

記するものとする。

第二百三条 評価・換算差額等は、当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 (略)

第二百四条 評価・換算差額等は、第百条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、評価・換算差額等の合計額を当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記するものとする。

第二百五条 新株予約権は、当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 (略)

(発行済株式に関する注記)

第二百六条 発行済株式の種類及び総数については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 発行済株式の種類ごとに、当事業年度期首及び当事業年度末の発行済株式総数並びに当事業年度に増加又は減少した発行済株式

二 (略)

2 (略)

するものとする。

第二百三条 評価・換算差額等は、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 (略)

第二百四条 評価・換算差額等は、第百条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、評価・換算差額等の合計額を前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記するものとする。

第二百五条 新株予約権は、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 (略)

(発行済株式に関する注記)

第二百六条 発行済株式の種類及び総数については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 発行済株式の種類ごとに、前事業年度末及び当事業年度末の発行済株式総数並びに当事業年度に増加又は減少した発行済株式

二 (略)

2 (略)

(自己株式に関する注記)

第一百七条 自己株式の種類及び株式数については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 自己株式の種類ごとに、当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数並びに当事業年度に増加又は減少した自己株式数
- 二 (略)

(新株予約権等に関する注記)

第一百八条 (略)

2 (略)

3 第一項第二号の株式の数は、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、新株予約権の目的となる株式の当事業年度期首及び当事業年度末の数、当事業年度に増加及び減少する株式の数並びに変動事由の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、当事業年度末の発行済株式総数(自己株式を保有しているときは、当該自己株式の株式数を控除した株式数)に対する割合に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4・5 (略)

第二百二十八条 指定国際会計基準によつて作成した財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

(自己株式に関する注記)

第一百七条 自己株式の種類及び株式数については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 自己株式の種類ごとに、前事業年度末及び当事業年度末の自己株式数並びに当事業年度に増加又は減少した自己株式数
- 二 (略)

(新株予約権等に関する注記)

第一百八条 (略)

2 (略)

3 第一項第二号の株式の数は、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、新株予約権の目的となる株式の前事業年度末及び当事業年度末の数、当事業年度に増加及び減少する株式の数並びに変動事由の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、当事業年度末の発行済株式総数(自己株式を保有しているときは、当該自己株式の株式数を控除した株式数)に対する割合に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4・5 (略)

第二百二十八条 指定国際会計基準によつて作成した財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

<p>一 指定国際会計基準が国際会計基準と同一である場合には、国際会計基準によつて財務諸表を作成している旨</p> <p>二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準によつて財務諸表を作成している旨</p> <p>三 (略)</p> <p>(表示方法)</p> <p>第百三十一条 第五条第二項の規定は、外国会社が提出する財務書類について準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(注記の方法)</p> <p>第百三十三条 (略)</p> <p>2 第九条第五項の規定は、第百三十条及び第百三十一条第二項の規定により注記する場合に準用する。</p>	<p>一 指定国際会計基準によつて財務諸表を作成している旨</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>(表示方法)</p> <p>第百三十一条 第五条第二項及び第八条の三第二号の規定は、外国会社が提出する財務書類について準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(注記の方法)</p> <p>第百三十三条 (略)</p> <p>2 第九条第三項の規定は、第百三十条及び第百三十一条第二項の規定により注記する場合に準用する。</p>
---	---

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案	現 行
<p>様式第二号 【セグメント情報】</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意） 1．～6．（略） 7．「1．報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、(2)により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。</p> <p>(1) 3．に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨及び前事業年度のセグメント情報を当事業年度の報告セグメントの区分により作成した情報（当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響）</p> <p>(2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨及び前事業年度のセグメント情報を当事業年度の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが実務上困難な場合には、当該事業年度のセグメント情報を前事業年度の区分方法により作成した情報）</p> <p>8．～12．（略）</p>	<p>様式第二号 【セグメント情報】</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意） 1．～6．（略） 7．「1．報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、(2)により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。</p> <p>(1) 3．に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨及びセグメント情報に与える影響</p> <p>(2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨及び前事業年度のセグメント情報を当事業年度の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当該事業年度のセグメント情報を前事業年度の区分方法により作成した情報）</p> <p>8．～12．（略）</p>

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案			現行		
様式第六号 【損益計算書】			様式第六号 【損益計算書】		
(単位： 円)			(単位： 円)		
	前事業年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当事業年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		前事業年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当事業年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
売上高	× × ×	× × ×	売上高	× × ×	× × ×
売上原価			売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	× × ×	× × ×	商品（又は製品）期首たな卸高	× × ×	× × ×
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	× × ×	× × ×	当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	× × ×	× × ×
合計	× × ×	× × ×	合計	× × ×	× × ×
商品（又は製品）期末たな卸高	× × ×	× × ×	商品（又は製品）期末たな卸高	× × ×	× × ×
商品（又は製品）売上原価	× × ×	× × ×	商品（又は製品）売上原価	× × ×	× × ×
売上総利益（又は売上総損失）	× × ×	× × ×	売上総利益（又は売上総損失）	× × ×	× × ×
販売費及び一般管理費			販売費及び一般管理費		
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
販売費及び一般管理費合計	× × ×	× × ×	販売費及び一般管理費合計	× × ×	× × ×
営業利益（又は営業損失）	× × ×	× × ×	営業利益（又は営業損失）	× × ×	× × ×
営業外収益			営業外収益		
受取利息	× × ×	× × ×	受取利息	× × ×	× × ×
有価証券利息	× × ×	× × ×	有価証券利息	× × ×	× × ×
受取配当金	× × ×	× × ×	受取配当金	× × ×	× × ×
仕入割引	× × ×	× × ×	仕入割引	× × ×	× × ×
投資不動産賃貸料	× × ×	× × ×	投資不動産賃貸料	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
営業外収益合計	× × ×	× × ×	営業外収益合計	× × ×	× × ×
営業外費用			営業外費用		
支払利息	× × ×	× × ×	支払利息	× × ×	× × ×
社債利息	× × ×	× × ×	社債利息	× × ×	× × ×
社債発行費償却	× × ×	× × ×	社債発行費償却	× × ×	× × ×
売上割引	× × ×	× × ×	売上割引	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
営業外費用合計	× × ×	× × ×	営業外費用合計	× × ×	× × ×
経常利益（又は経常損失）	× × ×	× × ×	経常利益（又は経常損失）	× × ×	× × ×
特別利益			特別利益		
（削る）			前期損益修正益	× × ×	× × ×

固定資産売却益	× × ×	× × ×	固定資産売却益	× × ×	× × ×
負ののれん発生益	× × ×	× × ×	負ののれん発生益	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
特別利益合計	× × ×	× × ×	特別利益合計	× × ×	× × ×
特別損失			特別損失		
（削る）			前期損益修正損	× × ×	× × ×
固定資産売却損	× × ×	× × ×	固定資産売却損	× × ×	× × ×
減損損失	× × ×	× × ×	減損損失	× × ×	× × ×
災害による損失	× × ×	× × ×	災害による損失	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
特別損失合計	× × ×	× × ×	特別損失合計	× × ×	× × ×
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	× × ×	× × ×	税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	× × ×	× × ×
法人税、住民税及び事業税	× × ×	× × ×	法人税、住民税及び事業税	× × ×	× × ×
法人税等調整額	× × ×	× × ×	法人税等調整額	× × ×	× × ×
法人税等合計	× × ×	× × ×	法人税等合計	× × ×	× × ×
当期純利益(又は当期純損失)	× × ×	× × ×	当期純利益(又は当期純損失)	× × ×	× × ×
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
(略)			(略)		

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案			現行		
様式第七号 【株主資本等変動計算書】			様式第七号 【株主資本等変動計算書】		
(単位： 円)			(単位： 円)		
	前事業年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当事業年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		前事業年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当事業年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
株主資本					
資本金					
当期首残高	× × ×	× × ×	前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額			当期変動額		
新株の発行	× × ×	× × ×	新株の発行	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×	当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×	当期末残高	× × ×	× × ×
資本剰余金					
資本準備金					
当期首残高	× × ×	× × ×	前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額			当期変動額		
新株の発行	× × ×	× × ×	新株の発行	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×	当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×	当期末残高	× × ×	× × ×
その他資本剰余金					
当期首残高	× × ×	× × ×	前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額			当期変動額		
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×	当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×	当期末残高	× × ×	× × ×
資本剰余金合計					
当期首残高	× × ×	× × ×	前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額			当期変動額		
新株の発行	× × ×	× × ×	新株の発行	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×	当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×	当期末残高	× × ×	× × ×
利益剰余金					
利益準備金					
当期首残高	× × ×	× × ×	前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額			当期変動額		
剰余金の配当	× × ×	× × ×	剰余金の配当	× × ×	× × ×

.....	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
その他利益剰余金		
× × 積立金		
当期首残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
.....	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
繰越利益剰余金		
当期首残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
剰余金の配当	× × ×	× × ×
当期純利益	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
利益剰余金合計		
当期首残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
剰余金の配当	× × ×	× × ×
当期純利益	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
自己株式		
当期首残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
自己株式の処分	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
株主資本合計		
当期首残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
新株の発行	× × ×	× × ×
剰余金の配当	× × ×	× × ×
当期純利益	× × ×	× × ×
自己株式の処分	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	× × ×	× × ×

.....	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
その他利益剰余金		
× × 積立金		
前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
.....	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
繰越利益剰余金		
前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
剰余金の配当	× × ×	× × ×
当期純利益	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
利益剰余金合計		
前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
剰余金の配当	× × ×	× × ×
当期純利益	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
自己株式		
前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
自己株式の処分	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
株主資本合計		
前期末残高	× × ×	× × ×
当期変動額		
新株の発行	× × ×	× × ×
剰余金の配当	× × ×	× × ×
当期純利益	× × ×	× × ×
自己株式の処分	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	× × ×	× × ×

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
土地再評価差額金		
当期首残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
評価・換算差額等合計		
当期首残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
新株予約権		
当期首残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
純資産合計		
当期首残高	×××	×××
当期変動額		
新株の発行	×××	×××
剰余金の配当	×××	×××
当期純利益	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××
.....	×××	×××
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
(記載上の注意)		

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
土地再評価差額金		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
評価・換算差額等合計		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
新株予約権		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
純資産合計		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
新株の発行	×××	×××
剰余金の配当	×××	×××
当期純利益	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××
.....	×××	×××
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
(記載上の注意)		

1 . 2 . (略)

3 . その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

4 . 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 . (略)

6 . 遡及適用及び修正再表示(以下「遡及適用等」という。)を行った場合には、前事業年度の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。

7 . (略)

1 . 2 . (略)

3 . その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、前事業年度末残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

4 . 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前事業年度末残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 . (略)

(新設)

6 . (略)